

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人十勝地区サッカー協会(以下「本協会」という。)の「定款」第55条の規定に基づき本協会の組織及び運営等に関する細部を規定する。

(加 盟)

第2条 本協会は、十勝全域のサッカーを統括する団体として、公益財団法人北海道サッカー協会（以下「北海道サッカー協会」という。）並びに帯広市スポーツ協会及び十勝管内スポーツ協会連絡協議会に加盟する。

(遵守義務)

第3条 本協会の会員は、公益財団法人日本サッカー協会並びに北海道サッカー協会の定款、基本規程及び本協会の定款、定款細則及びこれに付随する諸規定を遵守する義務を負うものとする。

第2章 組 織

(役員を選出)

第4条 役員は、別に定める規定に基づき総会において選出する。

(役員の設定)

第5条 役員は、その就任時において、会長及び副会長は満70歳未満、その他の理事及び監事は満65歳未満でなくてはならない。ただし、総会において特に承認が得られた者はこの限りではない。

(役付理事の選任)

第6条 理事の互選により会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。

2 前項の専務理事は、北海道サッカー協会の十勝地域を代表する理事とする。

(特任理事)

第7条 本協会の運営を円滑に行うため、常務理事会に諮り理事会の承認を得て、学識及び特別な任務を有する特任理事（以下「特任理事」という）若干名を置くことができる。

2 特任理事は、常務理事会に諮り理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第3章 委員会

(委員会の設置)

第8条 定款第52条3号により、次の専門委員会を設置する。

- | | | |
|------------|--------------|-------------------|
| (1) 財務委員会 | (6) 第3種委員会 | (11) キッズ委員会 |
| (2) 審判委員会 | (7) 第4種委員会 | (12) 施設委員会 |
| (3) 技術委員会 | (8) 女子委員会 | (13) 規律・フェアプレー委員会 |
| (4) 第1種委員会 | (9) フットサル委員会 | (14) ファミリー拡大委員会 |
| (5) 第2種委員会 | (10) シニア委員会 | |

2 前項各号の委員会の主たる業務は次のとおりとする。

(1) 技術委員会

強化部

ア トレーニングセンター（U-16、U-15、U-14、U-13、U-12）の運営

イ 社会人選抜の編成と運営

ウ 強化プログラムの研究

指導部

ア 選手の技術向上に関わる事業の実施。

イ 技術講習会、研修会、練習会等の立案及び実施に関する事。

ウ 指導者の養成及び登録に関する事。

エ 指導者の研修及び派遣に関する事。

オ サッカー競技の指導方針に関する事。

カ 選手の育成強化の方針及び対策に関する事。

(2) 審判委員会

ア 「審判委員会及び審判員に関する規定」第2条の事業。

イ 1級、2級審判取得、派遣、研修事業の実施に関する事。

(3) 1種委員会

ア 登録種別第1種のうち社会人及び大学、専門学校に関する事。

イ 登録種別第1種のうち社会人及び大学、専門学校に関する大会及び試合の監理に関する事。

(4) 2種委員会

ア 登録種別第2種に関する事。

イ 登録種別第2種に関する大会及び試合の監理に関する事。

(5) 3種委員会

ア 登録種別第3種に関する事。

イ 登録種別第3種に関する大会及び試合の監理に関する事。

(6) 4種委員会

ア 登録種別第4種に関する事。

イ 登録種別第4種に関する大会及び試合の監理に関する事。

(7) 女子委員会

ア 登録種別女子に関する事。

イ 登録種別女子に関する大会及び試合の監理に関する事。

ウ 女子のサッカー競技の普及に関する事。

(8) シニア委員会

ア 登録種別シニアに関する事。

イ 登録種別シニアに関する大会及び試合の監理に関する事。

ウ シニア世代に関する拡大事業の企画立案と調整

(9) フットサル委員会

ア 登録種別フットサルに関する事。

イ 登録種別フットサルに関する大会及び試合の監理に関すること。

ウ フットサル競技の普及に関すること。

(10)財務委員会

ア 毎年度の予算案及び決算案の作成

イ 各事業実施に関する予算統制

ウ 資金運用、資金計画に関する検討

エ 各種基金管理運用

オ 協会自主財源確保

カ 長期財政計画の立案

キ その他財務及び経理に関する重要事項の検討

(11)規律・フェアプレー委員会

ア スポーツマンシップに関する事項。

イ 競技及び競技会に関連する違反行為に対する調査・審議及び懲罰事項の決定に関すること。

ウ サッカー競技に対する一般世評を悪化させる恐れのある事項の防止に関する事項

(12)施設委員会

ア 十勝管内のサッカー競技施設に関すること。

イ 十勝管内のサッカー競技施設の利用調整に関すること。

ウ 施設整備計画及び協会競技備品等の管理に関すること

(13)キッズ委員会

ア キッズ世代（U-9～U-6）におけるフェスティバルの開催に関すること。

イ 管内の幼稚園、保育所等における巡回指導の実施

ウ JFAキッズプログラムの普及活動及び広報活動

エ キッズ世代に関する事業の企画立案と調整

(14)ファミリー拡大委員会

ア すべての年代におけるサッカーファミリー拡大推進

イ 普及活動を中心とした支援体制の構築

ウ その他サッカーファミリー普及拡大活動に関すること

3 第1項に規定する委員会に含まれない業務の必要が生じた場合には特別委員会を置くことができる。特別委員会の委員長及び委員の選出、設置、廃止及び業務については会長が別に定めるものとする。

(組織及び委員)

第9条 専門委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長は理事が就任する。ただし、特別委員会については、この限りではない。

3 各部門の委員長及び委員は、本協会の事業に関し、知識、経験、及び熱意を有する者のうちから、常務理事会に諮り理事会の承認を経て会長が委嘱する。

4 各部門の委員長及び委員の任期は2年とし、再任されることができる。

(委員の選出)

第10条 委員長は別に定める規定に基づき委員を選出し、理事会の承認を受ける。

(委員の任務及び費用弁償)

第11条 委員は事務会務の実施運営に当たる。

2 委員の費用弁償は、本協会の旅費等に関する規程を準用する。

(委員会の開催)

第12条 委員会は随時必要に応じて開き、必要業務を遂行する。

(所管事項)

第13条 各部門は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

(委員長の権限)

第14条 各部門の委員長は、次の権限を有する。

- (1) 理事会に出席して、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと。
- (2) 緊急を要するため、会議に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。
- (3) 各部門の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会においてこれを報告しなければならない。

(細則の制定)

第15条 各部門は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第4章 連 盟

第16条 本協会は、サッカー競技の普及発展及び円滑な運営を図るため、次の連盟を置く。

- ① 十勝社会人サッカー連盟
- ② 十勝少年サッカー連盟
- ③ 十勝管内女子サッカー連絡協議会
- ④ 十勝フットサル連盟
- ⑤ 十勝シニアサッカー連盟

2 前項各号の連盟に関する規定は、理事会の承認を得なければならない。

第5章 十勝サッカー交流会議

第17条 本協会は、十勝管内の各町村に組織されるサッカー協会及び団体と連携を図る目的で、「十勝サッカー交流会議」を設置する。

第6章 総 会

(総 会)

第18条 総会は、次の各号を審議し、議決する。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算報告
- (3) 監査報告
- (4) 事業計画
- (5) 予算計画
- (6) 定款の改廃

(7) 役員の選任

(8) その他

2 役員、専門委員長、事務局長、事務局次長は総会に出席し、総会の諮問に答えなければならない。

第7章 理事会

(理事会)

第19条 理事会は、次の各号を審議し、承認する。また、専門委員長、事務局長、事務局次長、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(1) 総会へ提出する次の案件

ア 事業報告

イ 収支決算報告

ウ 監査報告

エ 事業計画

オ 予算計画

カ 定款の改廃

キ その他

(2) 事業計画に基づく運営上の具体的事項の審議

(3) 理事会に付託された事項の審議

(4) 規則等の改廃

(5) その他

第8章 常務理事会

(常務理事会)

第20条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって組織する。ただし、事務局長は、常務理事会に出席して意見を述べることができる。

2 常務理事会は、会長又は専務理事の要請によりその都度開催し、議長は会長がこれに当たる。

3 常務理事会は、常務理事会構成員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とする。

4 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 常務理事会は次の事項につき協議する。

(1) 理事会提出議案の作成に関すること。

(2) 理事会決議事項の執行に関すること。

(3) その他理事会の決議を要しない常務に関すること。

(権 限)

第21条 常務理事会は、理事会に付議すべき事項及び本協会の運営に関する事項について、審議・決定する。

2 常務理事会の審議・決定事項は、その後に開催される理事会に報告し、必要な事項については承認を得るものとする。

第9章 表彰及び懲罰

(表 彰)

第22条 本協会の目的達成のため著しい功績のあった個人あるいは団体に対し、別に定める規程に基づいて表彰する。

(懲 罰)

第23条 本協会に対して不利益又は名誉を損なった個人あるいは団体に対し、別に定める規程に基づいて懲罰する。

第10章 改 正

(規則の改正)

第24条 本細則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

附 則

- 1 本細則は平成22年4月1日より施行する。
- 2 本細則の改正は平成30年5月18日より施行する。
- 3 本細則の改正は2021年（令和3年）5月24日より施行する。
- 4 本細則の改定は2024年（令和6年）5月16日より施行する。